



2024年10月11日(木)UN Women 提出  
公益財団法人日本YWCA

## 第69回国連女性の地位委員会へのステートメント

日本YWCAは、女性や子どもたちが脅威や暴力のない平和な社会を実現するために活動する国際女性NGOです。CSW69(第69回女性の地位委員会)の主要テーマが「北京30+」であることを踏まえ、私たちは日本にある米軍基地周辺で起きている問題と、そこに住む市民たちの声、とりわけ武力による被害を受けやすい女性たちの声を取り上げたいと思います。

日米安全保障条約の下に、日本政府は長年にわたり沖縄に米軍基地の負担を強いてきました。沖縄がアメリカの統治から日本に返還され50年以上経過した現在でも、日本全国には多くの米軍基地があり、その70.3%が、日本の国土面積においてわずか0.6%に過ぎない小さな南の島、沖縄に集中しています。この小さな島で、市民は米軍基地に起因する問題にさらされ、人権を侵害されています。

また、沖縄だけでなく、日本全国に存在する米軍基地の所在する地域および周辺地域の市民からは、領域主権を奪われ、安全に生きることのできない窮状を訴える声が叫ばれています。

私たち日本YWCAはこのステートメントにおいて米軍基地における多くの問題を4つの観点からまとめ、報告するとともに、日本政府・米国政府、そして国連に対して要望を述べます。

### 1. 基地周辺での事故

基地周辺で暮らすということは、常に武力によるあらゆる危険を感じながら暮らすということです。現に、沖縄では、数多くの米軍による事故が報告されています。ここ20年間だけでも2004年8月には、沖縄国際大学構内に米軍ヘリの墜落事故、2016年12月には名護市安部海岸にMV22オスプレイが墜落する事故、そして2017年12月7日には、沖縄県普天間基地所属の大型輸送ヘリCH53Eの部品が、普天間バプテスト教会附属緑ヶ丘保育園の屋根に落下する事故が発生しました。落下時、約30人の子どもたちが園庭で遊んでおり、園庭に落下する寸前でした。子どもや職員に怪我はありませんでしたが、命に関わる大災害になりえた事件です。その6日後、13日には、CH-53Eの90cm四方、7.7kgの窓が普天間第二小学校の運動場に落下し、1人の生徒がけがを負いました。事故により、「外出への恐怖」や「学校へ行きたくない」といった児童への精神的な影響が確認されています。米国国内では、幼稚園や小学校、病院などの施設の上空を軍用機が飛ぶことが禁止されています。この事態は、沖縄に住む人々の命が日常的にどれほど軽視され、危険にさらされているかを示しています。

#### <要望>

- 日本政府、及び米国政府は、施設・区域外において米軍航空機の墜落事故等が発生した際、日本国の当局に検証・調査・捜索などの統制を行うことを認め、米国は日本からの情報開示

要求に応じる義務を負うこと。

## 2. 米軍構成員など(米軍人、軍属、その家族)による犯罪

米軍の占領下時より、数多くの痛ましい性的暴行事件が報告されており、生後 9 ヶ月の乳児までもが犠牲となっています。被害者が守られ、加害者が罰を受けるという「当たり前」が日米地位協定 17 条 5 項(c)により困難にさせられています。1995 年、北京会議と同じ年には、海兵隊を含む米軍兵 3 人による少女への強姦事件が発生し、沖縄県民の間で基地の統合や縮小を求める声が高まりました。以降も米軍構成員による性犯罪を含む事件は多発しています。宮城晴美さんが制作の中心となり、県内の市民団体が去年完成させた「米兵による女性への性犯罪」をまとめた年表には、1945 年から 2021 年までに県内各地で発生した約 1000 件がまとめられています。埋もれていた記録の発掘や、新たな事件の発生により、掲載される件数は版を重ねるごとに(現在 13 版)増え続けています。沖縄県警によれば、1972 年から 2023 年の 51 年間で、米軍構成員などの刑法犯の検挙件数は計 6235 件に上り、摘発は増加傾向にあります。被害者としての恥の意識から、多くの性暴力のサバイバーが沈黙を貫いていることも大いに考えられるため、実際の性犯罪数はより高い可能性があります。

米軍構成員などによる性犯罪に関して、日本の米軍基地駐留地のある都道府県・地方自治体に、報告されていないことも問題です。昨年発生した未成年の少女の誘拐・性的暴行事件が明らかになったのは、今年 2024 年 6 月 25 日でした。2023 年以降、米軍関係者による性的暴行事件 5 件が沖縄県に通報されておらず、また 2021 年以降に神奈川県内で起きた米軍人らによる性犯罪 2 件が非公表だったことが今年 7 月 18 日に分かっています。これらの未報告事件について、事態を把握していた外務省や沖縄県警・神奈川県警がすぐに県に報告しなかった理由として強調したのが「被害者のプライバシーの保護」でした。しかし、地域当局への迅速な報告は公共の安全と将来の事件防止にとって不可欠です。こうした事例から、97年に日米合意した在日米軍の「事件・事故発生時における通報手続き」が形骸化されていることが明らかになっています。

### <要望>

- 日本政府は、日本国内で米軍構成員など(米軍人、軍属、その家族)による犯罪が明らかになった際、速やかに都道府県に連絡することを義務とし、憲法で定められている「すべて国民は、個人として尊重される。」(13条)、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」(25条1項)にあるように、市民の人権を尊重し、安全な生活を守る国家責務を果たすこと。
- 日本政府・米国政府は、地位協定 17 条 5 項(c)を改定してください。具体的には、米軍構成員などが公務外で犯罪を犯したときには、その者が米軍基地内にいる時でも、起訴前に日本国の当局が身柄拘束できると地位協定に明記すること。また、米軍構成員などによる犯行が「公務執行中」に行われたか否かは、日本国の捜査機関及び裁判所が判断できると明記すること。

- 国連は、女子差別撤廃条約(CEDAW)のとりわけ一般勧告 12 および 19、および女性に対する暴力撤廃に関する国連宣言(1993 年)を基に、女性に対する暴力は個人の問題ではなく、社会構造の問題であること、つまり「構造的暴力」を起こしている女子差別撤廃条約締約国である米国および日本国に対して、措置を求める。

### 3. 騒音問題・環境への被害

沖縄 YWCA ニュースレター(2019 年 3 月発行)の中で、世界一危険とされる普天間航空基地のある宜野湾市に住む女性は、安全が脅かされている基地周辺での生活をこのように綴っています。

*4 年前から、宜野湾市に住むようになって、基地の騒音、空気の汚れ、怖さを実感している。転居してすぐ、午後 10 時までの飛行訓練が認められていることに驚いたが、10 時以降もヘリコプターの音がすることが少なくない。道路のそばだからだけとは思えない空気の汚れもある。風通しのために窓を開けているので、部屋の天井や壁にカビではない黄色い汚れが付く。油煙だと思っている。また、爆音のひどい時には落ちてくるのではとヒヤリとするし、道を歩いている、ヘリコプターや飛行機が飛ぶと(結構低く飛ぶので)落ちたらどうしようかと不安に襲われる。*

また、基地周辺では PFAS(有害な有機フッ素化合物)による環境汚染が問題となっています。PFAS の中でも、PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA(ペルフルオロオクタン酸)は、幅広い用途で使用されてきましたが、昨年 2023 年 12 月、WHO は PFOA と PFOS について発がん性評価を引き上げました。また PFAS は、「脂質異常症」や「腎臓がん」「抗体反応の低下」「乳児・胎児の成長・発達の影響」などが先行研究で指摘されています。普天間飛行場だけでなく、横田基地を始め、日本国内の米軍基地周辺の土壌・下水で PFAS は検出されており、市民の不安は募るばかりです。

#### <要望>

- 日本政府・米国政府は、「地位協定」第 2 条の「施設及び区域」に「空域」を含まれないと明記すること。また、「米軍に提供した施設・区域の上空部分以外の空域は、同条により使用を許されるものではない」と規定するとともに、「演習・訓練目的で日本の空域を使用する場合は事前に日本政府の許可を受け、日本政府は空域使用の日時と範囲を市民に公表する」と地位協定を改定し、これを遵守すること。
- 日本政府・米国政府は、米軍が法的に優遇され、日本の法律が適用されない、環境保護に関する規定がなく、有害物質排出に対する罰則もないなど、数々の矛盾を抱える不平等な地位協定を早急に改定すること。ドイツのように、日米間で米軍基地の環境汚染除去の費用負担について協定を結ぶことを求める。
- 国連は、1992 年国連環境開発会議で採択された「環境と開発に関するリオ宣言」の第 18 原則に則り、汚染物質の排出国であるか否かに関わらず、緊急時の即時通報義務を地位協定に

盛り込むことを、日米両政府に勧告すること。

#### 4. 辺野古基地移設問題について

普天間基地の辺野古への移設は、軟弱地盤を原因に技術的・財政的に完成が困難です。沖縄の人々の新基地に対する反対は、複数の選挙や県民投票を通じて明確に表明されており、70%以上の有権者が建設に反対しています。

<要望>

- 日本国政府は、民主主義国家として明確に示されている民意を尊重し、現実的に破綻している辺野古移設を進めることを即刻中止すること。
- 国連は、ILO169 報条約が規定する「先住民」の定義に則り、また、2007 年に出された国連先住民族権利宣言における「先住民の自己決定権」に則り、日本政府に、琉球・沖縄人を先住民族と認めることを勧告するよう求める。また、米国政府に対し、先住民の合意がない限り、先住民の土地を軍事に利用することを禁じる勧告をすること。